「週休２日工事」試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】

令和８年３月９日　改正
（令和７年９月 29 日）
（令和６年９月２４日）

（目的）

第１　宮崎市で発注する土木工事においては、令和４年度から週休２日工事の取組を行ってきました。土木工事において週休２日工事が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現のため、完全週休２日（土日）の実施に取り組むものである。なお、「「週休２日工事」試行実施要領【農業農村整備事業編】、【森林整備保全事業編】」は別途定める。

（定義）

第２　この要領における用語の定義は下記のとおりとする。

（１）週休２日

１）完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とすることから、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は、同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。

２）月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合。暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

３）通期の週休２日とは、対象期間の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいう。

（２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

（３）工事着手日

実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所の設置等の現地での準備作業）を開始した日をいう。

（４）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での

事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（週休２日の達成判断）

第３　この要領における週休２日の達成判断は下記のとおりとする。

１）完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

２）月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

３）通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

４）なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第４　週休２日工事の対象工事は、宮崎市が発注する工事（営繕工事、農業農村整備工事及び森林整備保全工事は除く。）とし、発注者指定方式による発注を原則とする。ただし、緊急工事、年間維持工事など、週休２日を確保することが困難な工事は週休２日の対象外とすることができるが、「週休２日交替制モデル工事」試行実施要領に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

２　週休２日工事は、共通特記仕様書又は特記仕様書において、週休２日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

＜共通特記仕様書又は特記仕様書記載例＞

第○○条　休日の確保について（週休２日工事）【一般土木・上下水道整備事業編】 本工事は、週休２日工事の試行対象工事である。 試行にあたっては、「『週休２日工事』試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】」に基づき行う。受注者は、工事着手前に完全週休２日（土日）の取組について発注者と協議すること。 試行要領は、宮崎市ホームページから入手できる

（実施手続）

第５　この要領における実施手続は下記のとおりとする。

（１）受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休２日の取組について選択し、選択結果について監督員と協議する（月単位の週休２日は必須）。

（２）受注者は、週休２日の実施状況を定期的に監督員へ報告する。なお、週休２日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録等によ

り行うものとする。

（３）監督員は、受注者からの報告により週休２日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

（４）監督員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。なお、報告の時期は、受注者と発注者が協議して定める。

（５）受注者は、週休２日工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。

（工事費の積算）

第６　この要領における工事費の積算は下記のとおりとする。

（１）補正方法

当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休２日（土日）の取組を希望しないもの（完全週休２日（土日）に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休２日の補正係数に変更し、約款第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休２日が未達成のものについては、月単位の週休２日の補正係数を除した変更を行うものとする。

（２）補正係数

週休２日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休２日（土日）適用工事】

・労務費　　：　１．０２
・共通仮設費率　：　１．０２
・現場管理費率　：　１．０３

【月単位の週休２日適用工事】

・労務費　　：　１．０２
・共通仮設費率　：　１．０１
・現場管理費率　：　１．０２

※市場単価方式・土木工事標準単価による週休２日補正については、別表１及び別表２に示す補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、別表１に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じて積算する。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、別表２に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じて積算する。

（工事成績評定）

第７　週単位の週休２日が達成された場合には、工事成績評定にて評価するものとする。ただし、

契約後、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定要領の考査項目「法令遵守等」の「その他理由」の項目において、点数３点を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休２日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わない。

（留意事項）

第８　完全週休２日（土日）工事の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

１）工事契約後、第３の１）完全週休２日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休２日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

２）やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

附　則

１　この要領は、令和６年 10 月１日から施行し、令和６年 10 月１日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事に適用する。

２　『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年１０月１日施行)』は廃止する。なお、この要領の施行前に、『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年１０月１日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

３　この要領は、令和７年 10 月１日から施行し、令和７年 10 月１日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事に適用する。

４　この要領の施行前に、『「週休２日工事」試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】（令和６年 10 月１日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

５　この要領は、「令和８年４月１日から施行する。

別表１

市場単価方式の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ヲータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別表２

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日（土日）	月単位	完全週休２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板月鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式ｺﾝｸﾘｰﾄひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02

支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02